研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 6 月 1 5 日現在

機関番号: 32689 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K13615

研究課題名(和文)生存権論における人格的自律説の再検討

研究課題名(英文)Reexamination of the influence of personal autonomy theory on the Japanese constitutional welfare rights

研究代表者

辻 健太 (Tsuji, Kenta)

早稲田大学・政治経済学術院・その他(招聘研究員)

研究者番号:50737773

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 500,000円

研究成果の概要(和文):日本の生存権論の中には人間本性論に立って生存権を人権として導出しようとするものがあるが、その試みは人権享有主体に新たな外部を発見して終わる。人間本性論の立場からは離れる必要が示

吹される。 ロールズの人格はそれがカント的教説であれ政治的構想であれ正義に適った社会の基礎構造を明確にするために ロールズの人格はそれがカント的教説であれ政治的構想であれ正義に適った社会の基礎構造を明確にするために 構成された構想である。ロールズの方法論は人工的なモデルであるのでその成否は論証手続が全体として論理整合的に進められているかという観点から検証されるべきである。ロールズの想定する原初状態の契約当事者たち は自身が障碍などの理由で経済活動に参加できない者である可能性をも考慮して正義原理を選択すると考えられ

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は人格的自律説のなかに併存しているゲワースとロールズの人権論の構造を明らかにするものである。ゲワースは人間が現有している属性にとっての必要物として人権を正当化したが、このような人権正当化は時に近代立憲主義と緊張関係に立つ。

では、ロールズはある政治社会が正義に適っているといえるための条件として人権を位置づける。ロールズの人格の構想は正義に適った社会の基礎構造を明確にするために理論的に構成された規範的な構想である。こうした議論を基にするならば、生存権を人間の属性に基礎づける必要はない。この研究により近代主義的な憲法理論との整合性を確保しつつ生存権を基礎づける理論的可能性が開かれたと思われる。

研究成果の概要(英文): Some of Japan's theory of welfare rights try to derive the welfare rights as a human right from human nature. But The attempt ends with the discovery of a new externality in the human rights enjoying entity. It is necessary to move away from the standpoint of human nature. Rawls's idea of persons, whether it be a Kantian comprehensive conception or a political conception, is a conception designed to clarify the basic structure of a just society. Since Rawls's methodology is an artificial model, its success or failure should be verified from the perspective of whether the argumentation procedure is proceeding in a logically consistent manner as a whole. And it is considered that Rawls's parties in the original position choose the principles of justice in consideration of the possibility that they may not be able to participate in economic activities due to obstacles.

研究分野:憲法学

キーワード: 生存権 人格的自律 人間本性論 構成主義 仮説的構成概念としての自律的個人

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

人権の基礎づけ論に多大な貢献をなした佐藤幸治の人格的自律説は、自由権のみならず生存権の基礎づけ論にも大きな影響を及ぼしている。代表的な研究である菊池(2010)は、佐藤の人格的自律説に依拠して、生存権を「個人が人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求していくことを可能にするための条件」(9-10)と捉えた。個人の自律を基調にして福祉国家を基礎づけようとする尾形健や、憲法の念頭に置く人間像を「自己人生創造希求的個人像」と捉える竹中勲も、その理論的基礎を佐藤の人格的自律説に求めている(尾形 2011: 128; 竹中2010: 38-41)。以下では、こうした自律的個人像に生存権を基礎づける見解を「自律指向的社会保障法論」と呼ぶ。

自律指向的社会保障法論は、自律的個人というコンセプトを基調にして、自由権と社会権を統一的に把握する試みである。しかし一方でJ・ロールズやR・ドゥオーキンから社会契約論のロジックを借り、他方でA・センからコミットメントを、M・ミノーから関係性アプローチを受容するそれらの研究は、「弱い個人」論などとの論争を通じて、実際には、自律的個人という抽象的な「人格」ではなく、かなりの程度具体的な属性を帯び、また相互依存的である「人間」を想定するようになっていることを申請者は旧稿で明らかにした(辻 2013)。

しかし、このような権利主体像を人権の基礎づけ論の前提に据えることには、いくつかの問題がともなう。第一に、小泉(2007)が「かかる〔=関係性〕思考は、『自己決定権』の主体である個人を『関係性』の網の目の中に拡散・相対化してしまう」(176)と指摘しているように、人権の基礎づけ論のレベルで関係性アプローチを援用することは、自由権の切れ味を鈍らせる可能性がある。第二に、樋口(1999)が、「決定主体が『弱者』であることをひとたび前提としてしまえば、そこは、権利ではなくて保護の論理の優先する空間になる」(105)と指摘するように、自己決定権の主体が相互依存的な人間であるとすれば、公権力による後見的介入を容易にすることになる。「人間的現実に踏み入ったあまりに人間的言説が、これまでの憲法論のある重要な自己同一性を支えてきた、本来の人権論を放棄することになりはしないか」(石川ほか 2008:18[石川発言])などと指摘されるように、このような権利主体像は、近代主義的な憲法理論とは緊張関係にある。

2. 研究の目的

本研究は、生存権論における人格的自律説の理論的影響を再検討する。具体的には、佐藤幸治の人格的自律説のなかに併存しているゲワースと、ロールズおよびドゥオーキンの人権論の構造を明らかにし、両理論間に理論構造の転換が存在することを明らかにする。ゲワースは人間が現に有している属性に着目して、その属性にとっての必要物として人権を正当化したが、このような人権正当化は、時に近代立憲主義と緊張関係に立つ。一方ロールズらは、ある政治社会が正義に適っているといえるための条件を主題化し、その条件として人権を位置づける。ロールズらの議論を継承するならば、生存権を人間の属性に基礎づける必要はなく、生存権を近代主義的な憲法理論との整合性を確保しつつ基礎づけられる理論的可能性が開かれる。

3.研究の方法

本研究の作業はおおむね、ゲワースの人権論の構造を把握する作業と、ロールズらの人権論の構造を把握する作業とに分けられる。論者のテキストを分析することで研究を進める。

4. 研究成果

日本の生存権論の中には、ゲワースのような人間本性論に立って生存権を人権として導出しようとするとする理論がある。それは、自律概念を拡張させることで人権享有資格の緩和を図り、そのことによって生存権の基礎づけを図るものである。しかし、そのような試みは、人権享有主体に新たな外部を発見して終わる可能性が高い。人間本性論のこうした問題を回避するためには、客観的に観察可能な人間本性に人権の基礎を求めるという自然主義の立場を離れる必要がある。

ロールズの人権論については、人間本性から人権を演繹し基礎づけようとするものという、いわば人間本性論に引き付けた理解が日本の憲法学説の中には存在する。

ロールズは『正義論』を出版した後、政治的リベラリズムという構想を展開することによって 正義原理の正当化方法を変化させているかに見える。ロールズは、『正義論』においては、原初 状態からの正義原理の導出を詳しく論じていたのに対して、『政治的リベラリズム』においては、 原初状態の議論は後景に退き、代わりに、理に適ってはいるが異なった包括的教説を抱く諸個人 の間で成立する重なり合う合意に正義原理は支えられるとされる。

この「変化」をめぐっては、一方に両著の間の断絶を強調する見解があり、他方にそうした変化にもかかわらず、なお一貫した視点で両著を読み解くことが可能とする見解がある。これらの見解の対立は、重なり合う合意を、正義原理の正当化の問題(『正義論』第一部の差し替え)と見るか安定性の問題(『正義論』第三部の展開)と見るかに由来するのであろうが、いずれの立場に立っても、ロールズの人格の構想はカント的な包括的教説から政治的構想へと変化していると言わざるを得ないだろう。

しかしながら、ロールズの人格の構想は、それがカント的教説であれ政治的構想であれ、正義に適った社会の基礎構造を明確にするために、理論的に構成された規範的な構想であるという

点でなお共通していよう。ロールズの人格の構想は、構成主義的な議論を構築するために作られた人工的人格であり、またロールズは、人権の導出に当たって単純に演繹的論証のみを用いているわけではなく、反省的均衡による帰納的論証も用いている。人間の自然本性から人権を演繹的に基礎づけているわけではない。

ロールズの反省的均衡に対しては、それが結局のところ循環論法の域を出ていないのではないかという疑問が提起されうるが、ロールズの方法論はいわば人工的なモデルである(モデルに過ぎない)のであって、このモデルの成否は、論証手続が 全体として 論理整合的に進められているか否かという観点から検証されるべきであろう。また、ロールズの人工的な人格に対しては、障碍者を正義原理の適用から排除してしまうなどの批判がなされうるが、ロールズの想定する原初状態の契約当事者たちは、自身の置かれた状況や能力などを知らされていないため、自身が障碍などの理由で経済活動に参加できない者である可能性をも考慮して正義原理を選択すると考えられ、したがって、ロールズの正義論においても、障碍者を正義原理の対象に含む可能性は否定できない。

5	主な発表論文等
2	エは光衣冊又守

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1.著者名 尾形健編	4 . 発行年 2018年
2.出版社 日本評論社	5.総ページ数 -
3 . 書名 福祉権保障の現代的展開	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6 . 研究組織

υ,	・ 1/1 プロボニ (P44)						
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考				